

税務署受付印		災害損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号			
				※連結グループ整理番号			
令和 年 月 日		納 税 地		〒			
		(フリガナ)		電話() -			
		法 人 名 等					
		法 人 番 号					
		(フリガナ)					
		代 表 者 氏 名					
税務署長殿		代 表 者 住 所		〒			
		事 業 種 目		業			
法人税法第 80 条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。							
記							
災 害 欠 損 事 業 年 度		自 平成・令和 年 月 日 確定申告書		還 付 所 得 事 業 年 度		自 平成・令和 年 月 日	
至 平成・令和 年 月 日		中 間		至 平成・令和 年 月 日			
区 分			請 求 金 額		※ 金 額		
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災 害 損 失 欠 損 金 額		(1)				
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額		(2)				
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額		(3)				
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額		(4)				
	差 引 所 得 金 額 ((3) - (4))		(5)				
還付所得事業年度の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額		(6)	0 0			
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		(7)				
	控 除 税 額		(8)				
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額		(9)	0 0			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額		(10)				
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額		(11)				
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))		(12)				
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額		(13)				
差 引 法 人 税 額 ((1 2) - (1 3))		(14)					
還 付 金 額 ((1 4) × (2) / (5))		(15)					
請 求 期 限		令和 年 月 日		確定申告書等提出年月日		平成・令和 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合			2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合			
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 ____ 漁協・農協 ____ 本所・支所 ____ 預金 口座番号 ____			貯金口座の記号番号 ____ 3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等 ____			

税 理 士 署 名							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日付印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	-----------	-----	-------	-----	------------	-------	-----

災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

- 1 この還付請求書は、法人が法人税法第80条《災害損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、この請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。

- 2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。
- 3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。

なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

- 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。

(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。

(2) 「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。

また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。

(3) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄

イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。

ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。

(注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。

(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一（一）、別表一（二）又は別表一（三））の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。

ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は欠損金額を記載してください。

(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一（一）若しくは別表一（三）の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一（二）の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄）の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してくだ

さい。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2《土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄)の金額を記載してください。

ト 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。

(6) 「還付金額(15)」欄には、
$$\left(\frac{(14) \times (2)}{(5)} \right)$$
 の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。

(7) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。

(注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。

(8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(9) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4(令和元年10月1日以後に開始する還付所得事業年度については100分の10.3)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第23条第1項)。